業務提携に関する検討会(第6回)議事要旨

- 1 日 時 平成31年4月19日(金)10:00~12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会官房第1会議室(11階)
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり(池田委員は欠席)
- 4 議事次第
- (1) 開会
- (2) 株式会社みずほ銀行からのプレゼンテーション(非公開)
- (3) 討議(「先進的な業務提携に関する独占禁止法上の考え方」について)
- (4) 閉会
- 5 議事概要

討議において各委員から出された意見等は以下のとおり。

- データ関連の業務提携における競争制限が発生するメカニズム(theory of harm)の整理に当たっては、データの特性(アルゴリズムによって解析、活用され、更に多くのデータが集まるといったネットワーク効果が生じること等)を説明した上で、どの市場にどのような影響を及ぼしているかを明確にすべきと考えられる。
- 〇 一方で、業務提携の当事者間において、一方が他方の事業活動を不当に拘束する行為や取引上の力関係を利用した搾取行為等に関する独占禁止法上の考え方は、従来広くみられてきた業務提携だけでなく、データ関連の業務提携にも通底すると考えられる。
- 〇 データ関連の業務提携においては、データの収集(集積)、収集されたデータの解析、解析されたデータを活用した成果物の創出といった各段階で競争上懸念される行為が行われると考えられるので、段階ごとに整理すべきと考えられる。
- データに関連する競争上の影響については、実証研究等の積み重ねが十分では ないものの、理論上問題となる可能性がある点について、本検討会で指摘しても よいと考えられる。
- 〇 既に一定の市場支配力を形成している事業者の行為であれば何が問題である かがイメージできるが、データ収集(集積)を通じた新事業の実施において、ど のような場面で問題が生じるのか。
 - → 例えば、複数の中小零細企業がデータ集積につき業務提携を行うのであれば 通常問題とはならないと考えられるが、提携当事者が一定のシェアを有してい

る場合には問題が生じる可能性があると考えられる。

- → また、マルチホーミングの禁止や人為的に特定のプラットフォームが強化されるような仕掛けを用いる場合においても問題となり得るので、データの収集 (集積)過程におけるプロセスの適切性を確保することも重要であると考えられる。
- プラットフォームの形成過程ごとに主体や留意する点等が異なるため、その点を明確にして整理することが重要である。例えば、①特定分野の大手事業者が、特定業務の標準化・効率化を通じて自社の事業に付加価値を付すためにプラットフォームを形成する場合には、参入阻害やカルテル等の行為、②異業種間の事業者が、新事業の創出等のためにプラットフォームを形成し、当該プラットフォームの参加者を1業種1社に限定する場合には、他の事業者を排除等する行為、③前述のプラットフォームが変容してプラットフォームそのものが主体となってデータの提供等の事業が行われ、他のプラットフォームへの切替えが困難な状況(ロックイン)となる場合には、データ提供の拒否等の行為が問題となり得るため、留意する必要がある。

以上

(文責:公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

業務提携に関する検討会委員名簿

池田 毅 池田·染谷法律事務所 弁護士

石垣 浩晶 NERAエコノミックコンサルティング

マネジングディレクター/東京事務所代表

齊藤 高広 南山大学法学部教授

(競争政策研究センター主任研究官)

多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士

座長 根岸 哲 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授

宮井 雅明 立命館大学法学部教授

(競争政策研究センター主任研究官)

山田 英司 株式会社日本総合研究所 理事

[五十音順, 敬称略, 役職は平成30年12月14日現在]